

働き方改革案 「変形労働時間制」を導入

長時間労働を制度化する

昨年12月6日に中教審「学校における働き方改革特別部会」から「学校における働き方改革に関する総合的方策」答申案と「勤務時間ガイドライン」(案)が出されました。その内容は、教員の労働者としての権利から見ていくと、多くの矛盾と問題を抱えています。

多忙化 容認する 「変形労働時間制」 導入は自治体主導

「働き方改革」答申案では、長時間勤務解消のため「1年単位の変形労働時間制」を自治体の判断で導入可能にするよう提案。これは、学期中に勤務時間を1時間伸ばす日を設定、その分、長期休業中に勤務を要しない日を増加させるものです。このような提案は、現場の教職員の願いに全く逆行するもので、時間外勤務の解消どころか、長時間勤務を制度として押し付けるものにほかなりません。

また、民間企業なら

「1年単位の変形労働時間制」を導入する場合は労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。ところが、公立学校の教員を含む地方公務員は協約締結権がなく、団体交渉はできないものの、交渉での確認事項も「誠意と責任をもって履行しなければならぬ」と(地方公務員法)との規定にとどまっています。民間では「書面による協定」を義務づけながら、教員では自治体の判断で変形労働時間制を導入するというのは、制度の大前提を崩すものです。

過労死ラインまで「ただ働き」?

教諭の1日当たりの勤務時間・持ち帰り業務時間(確報値)

	平日			土日		
	合計	学内勤務	持ち帰り	合計	学内勤務	持ち帰り
小学校	11:45	11:15	0:29	2:15	1:07	1:08
中学校	11:52	11:32	0:20	4:33	3:22	1:10

文部科学省「2016年度教員勤務実態調査」から

「勤務時間ガイドライン」(案)では、過労死ラインの単月100時間未満、複数月80時間の超過勤務を容認する方向を示しました。さらに、「給与特別措置法」(給特法)を維持するとして

教職員会議 非常災害等やむを得ない場合)に限定され、一律4%の調整給を支給する一方で、4項目以外の時間外勤務は教員の「自発的」なものとして手当は払われません。

4%の調整額は、週の平均超過時間が小学校で1時間20分、中学校で2時間30分という1966年当時の勤務状況調査を受けて算出されたものです。それから50年以上も制度は変わらず、現在の膨大な時間外勤務を「ただ働き」のままにするものとなつています。「給特法」は月100時間に及ぶような超過などは全く想定されていません。

権利を守り、 働くルールの 確立を

1年単位の変形労働時間制の導入、単月100

青年フェスタに行こう!

(自称「青年」も大歓迎!)

2月16日(土)13時~17日(日)13時
箕面観光ホテル

記念講演 **宮下 聡さん**

(都留文科大学(教職支援センター)特任教授)
「受け身」な子どもから「自ら考え行動する」子どもへ
~今、教師が大切にしたいこと~

レポート交流会
実技講座

参加費補助あり
保育あり



時間未満の超過容認は、教員の決定権を排除した導入手続き 教員の生命・健康への深刻な影響 調整額の算定根拠を大幅に超えた超過手当の支給 など、教員の労働者としての権利を三重三重に踏みこむものがあり、論外というほかありません。

要です。教職員定数の抜本的増加、業務の削減をはじめ、教員を含めた地方公務員の労働基本権の全面回復、残業代の支払い、残業時間の上限を「週15時間、月45時間、年360時間以内」(厚生労働大臣告示)とするなど働くルールの確立が必要です。



「戦争法」を廃止させよう。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。